

給 与 支 給

事由 給与種目	給 与 期 間 中 に					病 休		休			
	要 件 発 生	要 件 変 更	要 件 消 滅			休 職 復 職 停 職 専 従 許 可 育 児 休 業	給 与 の 全 日 間 数	公 務 傷 病 等	私 傷 病	公 務 災 害 通 勤 災 害	病 結 核 教 特 法 第 1 4 条
			離 職	死 亡	そ の 他						
	日 割	日 割	日 割	当 月 まで	日 割	日 割	○	○	100/100	100/100	
給 料 月 額	日 割	日 割	日 割	当 月 まで	日 割	日 割	○	○	100/100	100/100	
給 料 の 調 整 額	日 割	日 割	日 割	当 月 まで	日 割	日 割	○	○	100/100	100/100	
教 職 調 整 額	日 割	日 割	日 割	当 月 まで	日 割	日 割	○	○	100/100	100/100	
地 域 手 当	日 割	日 割	日 割	当 月 まで	日 割	日 割	○	○	100/100	100/100	
扶 養 手 当	翌 月 から	翌 月 から	当 月 まで	当 月 まで	当 月 まで	日 割	○	○	100/100	100/100	
通 勤 手 当	翌 月 から	翌 月 から	当 月 まで	当 月 まで	当 月 まで	／	×	×	×	×	
単 身 赴 任 手 当	翌 月 から	翌 月 から	当 月 まで	当 月 まで	当 月 まで	日 割	○	○	100/100	100/100	
住 居 手 当	翌 月 から	翌 月 から	当 月 まで	当 月 まで	当 月 まで	日 割	○	○	100/100	100/100	
初 任 給 調 整 手 当	日 割	日 割	日 割	当 月 まで	日 割	日 割	○	○	100/100	100/100	
期 末 手 当	／	／	／	／	／	／	／	／	100/100	100/100	
勤 勉 手 当	／	／	／	／	／	／	／	／	100/100	100/100 勤務日数 0 → 0	
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	日 割	日 割	日 割	当 月 まで	日 割	日 割	○	○	100/100	100/100	
特 地 勤 務 手 当 等	日 割	日 割	日 割	当 月 まで	日 割	日 割	○	○	100/100	100/100	
へ き 地 手 当 等	日 割	日 割	日 割	当 月 まで	日 割	日 割	○	○	100/100	100/100	
管 理 職 手 当	日 割	日 割	日 割	当 月 まで	日 割	日 割	○	×	100/100	／	
特 殊 勤 務 手 当	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	
宿 日 直 手 当	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	
時 間 外 勤 務 手 当	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	
休 日 勤 務 手 当	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	
夜 間 勤 務 手 当	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	
寒 冷 地 手 当	／	／	／	／	／	日 割 (※4)	○	○	100/100	100/100	
産 業 教 育 手 当	日 割	日 割	日 割	当 月 まで	日 割	日 割	○	×	100/100	×	
定 時 制 通 信 教 育 手 当	日 割	日 割	日 割	当 月 まで	日 割	日 割	○	×	100/100	×	
農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当	日 割	日 割	日 割	当 月 まで	日 割	日 割	○	×	100/100	×	
根 拠 条 例、規 則 等	条 例 第 7 条		条 例 第 7 条	条 例 第 7 条		規 則 7 - 0 第 5 条			条 例 第 23 条 第 1 号	教 特 法 第 14 条	

(注1) 基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6ヶ月以内の期間において、勤務した期間がある職員には、当該基準日
(注2) 給料及び管理職手当の月額合計額に対する地域手当とする。
(注3) 給料の月額に対する特勤手当等・へき地手当等とする。
(注4) 基準日において支給対象である職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に休職等となった場合等の

関 係 早 見 表

性		職			専 従 許 可	育 児 休 業	懲 戒		減 額 (勤務しない場 合、部分休業、 介護休暇、介護 時間、修学部分 休業、高齢者部 分休業)	根拠条例・規則等
		気	刑 事 事 件	分限条例第2条			停 職	減 給		
左記以外	そ の 他	規則7— 46 第1条 第1号		規則7— 46 第1条 第2号	許 可	休 業			停 職	減 給
80/100	80/100	60/100 以内	70/100 以内	100/100 以内	×	×	×	減 給	減 額	条例第7条、 規則7—0第5条
80/100	80/100	60/100 以内	70/100 以内	100/100 以内	×	×	×	減 給	減 額	規則7—0第5条の3
80/100	80/100	60/100 以内	70/100 以内	100/100 以内	×	×	×	減 給	減 額	給与条例給料表備考、 規則7—65第1条
80/100	80/100	60/100 以内	70/100 以内	100/100 以内	×	×	×	減 給 しない	減 額 (注2)	規則7—53第13条
80/100	80/100	60/100 以内	70/100 以内	100/100 以内	×	×	×	減 給 しない	減 額 しない	規則7—0第6条
×	×	×	×	×	×	×	×	減 給 しない	減 額 しない	規則7—38第14条の2、 第15条
×	×	×	×	×	×	×	×	減 給 しない	減 額 しない	規則7—0第7条
80/100	80/100	60/100 以内	70/100 以内	100/100 以内	×	×	×	減 給 しない	減 額 しない	規則7—0第7条、 規則7—61第8条
×	×	×	×	×	×	×	×	減 給 しない	減 額	規則7—41第9条
80/100	80/100	×	70/100 以内	100/100 以内	×	×	×	減 給 しない	減 額 しない	規則7—14第8条
×	×	×	×	×	×	×	×	減 給 しない	減 額 しない	規則7—15第8条
×	×	×	×	×	×	×	×	減 給 しない	減 額	規則7—78第4条
×	×	×	×	×	×	×	×	減 給 しない	減 額 (注3)	規則7—62第8条
×	×	×	×	×	×	×	×	減 給 しない	減 額 (注3)	規則7—39第9条
/	/	×	×	×	×	×	×	減 給 しない	減 額	規則7—18第3条
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	規則7—2第42条
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	規則7—17第5条
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	規則7—0第8条
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	規則7—0第8条
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	規則7—0第8条
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	規則7—0第8条
80/100	80/100	×	70/100 以内	100/100 以内	×	×	×	減 給 しない	減 額	規則7—1第6条
×	×	×	×	×	×	×	×	減 給 しない	減 額	規則7—36第5条
×	×	×	×	×	×	×	×	減 給 しない	減 額	規則7—40第4条
×	×	×	×	×	×	×	×	減 給 しない	減 額	規則7—44第5条
条例第23 条第2号	条例第23 条第3号	条例第23 条第4号	条例第23 条第5号 規則7— 46	条例第23 条第5号 規則7— 46	地公法 第55条 の2	育児休 業法第 4条	懲戒条 例第5 条	懲戒条 例第4 条	条例第17条等	

に係る期末手当・勤勉手当を支給する（育児休業条例第7条）。

手当額は、日割計算により計算した額となる。詳細については「11 寒冷地手当(3)日割計算による支給」を参照のこと。